

## ヘルパーステーションいきいき居宅介護等運営規程

### (事業の目的)

第 1 条 一般財団法人江別市在宅福祉サービス公社が開設するヘルパーステーションいきいき（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第 2 条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前 3 項の他、関係法令等を遵守する。

### (事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ヘルパーステーションいきいき

(2) 所在地 江別市大麻沢町 5 番地の 6（江別市いきいきセンターさわまち内）

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

(3) 従業者 3 名以上

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

### (営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

(2) 営業時間 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日まで

(4) サービス提供時間 24 時間

### (主たる対象者)

第 6 条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害児（18 歳未満の身体障害者及び知的障害者）

(4) 精神障害者（18 歳未満のものを含む）

(5)法に規定する難病患者等（18歳未満のものを含む）

（事業の内容）

第7条 この事業所が提供する事業の内容は次のとおりとする。

(1)居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

(2)身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排泄の介護
- ③ 入浴の介護
- ④ 通院介助（身体介護を伴う場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3)家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(4)生活等に関する相談及び助言

(5)重度訪問介護の内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

(6)その他の生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業所は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の実地地域以外の地域において指定居宅介護及び指定重度訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は徴収しないものとする。

4 事業所は、前3項の支払を受ける額のほか、利用者の選定によりサービスの提供のために居宅外で要した移動及び入場料等の実費の支払を利用者から徴収することができる。

5 事業所は、前4項の支払を受ける額のほか、利用予定日に体調不良等で利用を中止し、前日の午後5時15分までに事業所へ連絡がない場合は、派遣ヘルパー1人あたりキャンセル料として1,500円を徴収することができる。

6 事業所は、前5項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

7 事業所は、第3項から第5項の費用の額に係るサービスの提供等に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス等の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

（通常の実地の実施地域）

第9条 通常の実地の実施地域は次のとおりとする。

江別市全域

（緊急時における対応）

第10条 事業所の従業者は、指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供中に利用者の

病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 前 4 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等障がい者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情解決)

第 12 条 提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護及び指定重度訪問介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修（第 11 条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 20 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 22 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成20年1月21日から施行する。

附 則  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年2月16日から施行する。

附 則  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。